

身近にこんなトラブルが!
かながわ消費生活

注意・警戒情報

こんなはずでは…

遺品整理サービスのトラブルに気を付けて!

全部で
〇〇〇〇〇円



事例

母が亡くなったので、業者に遺品整理を依頼し、見積もりは34万円だった。作業後に請求書が届いたが、ゴミ処理等の追加料金として12万円が上乗せされていた。事前に説明もなく大幅に料金が上がることに納得できない。

アドバイス



- ・複数社から見積もりを取りましょう!
- ・追加料金の有無を確認しましょう!

◆遺品整理の契約内容について、十分な検討をしないまま契約をするとトラブルになることがあるため、複数社から見積もりを取るなど、事業者の選定は慎重に行いましょう。

◆作業当日に高額な追加料金を請求されたり、解約を申し出た際、高額な解約料を請求された例があります。契約前に料金や具体的な作業内容について明確に示してもらい、追加料金の有無や解約料なども事前によく確認しましょう。

◆また、残しておくはずの大切な遺品を誤って処分されてしまった、といったケースもあります。残しておく遺品と処分する遺品は、事前に明確に分けておくようにしましょう。

◆事業者とトラブルになった場合には、消費生活センターに相談しましょう。



消費生活課 ニャン吉

消費生活相談は

消費者ホットライン

☎局番なし

イヤヤ
188

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

「地域でやってみよう!消費者教育～伝え方編～」のご案内

身近なところで起きている消費者トラブルを防ぎ、自ら考え行動できる消費者として地域で消費者教育を実践してみませんか?最近の消費者トラブルの現状や講座の企画、伝え方などを体験的に学べます。



参加費 無料 ※テキストを配付します

開催日 全4回連続講座
11/3(土)・11/10(土)
11/17(土)・12/1(土)

対象 県内に在住・在勤・在学の方

定員 30名(定員を超えた場合は抽選)

会場 かながわ県民センター 13階 消費生活課研修室
(横浜駅きた西口又は西口より徒歩5分)

お申込み・問合せ先

公益財団法人 消費者教育支援センター
締切:10/22(月)

TEL 03-5466-7341 FAX 03-5466-2051
<http://www.consumer-education.jp/2018kanagawa/>



悪質な訪問販売撲滅!
かながわ宣言

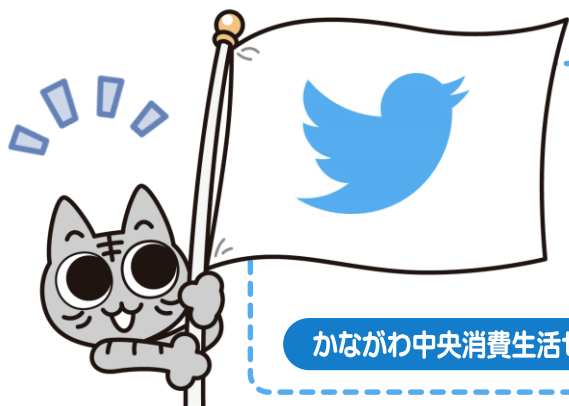
悪質な訪問販売の撲滅に、県とともに 取り組む団体のロゴマークができました!

高齢者のトラブルが多い「訪問販売」における悪質な勧誘を撲滅するため、今年3月に実施した「悪質な訪問販売 撲滅!かながわ宣言」の8つの宣言団体と県がこのロゴマークを活用していきます。

[訪問販売かながわ宣言](#)

[検索](#)

宣言団体(8事業者団体):公益社団法人日本訪問販売協会/一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会/神奈川県ケーブルテレビ協議会/神奈川県新聞販売組合/京浜新聞販売組合/公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会/神奈川県生活協同組合連合会/一般社団法人生命保険協会神奈川県協会



ツイッターはじめました!

神奈川県消費生活課の公式ツイッターアカウントを開設しました!消費生活に関するお役立ち情報をお届けします。フォローをお待ちしています!



かながわ中央消費生活センター @kanagawa_shouhi

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう